

早稲田大学大学院法学研究科

2018年2月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「法益主体の同意と規範的自律」

申請者氏名 菊地一樹

主査 早稲田大学教授
早稲田大学教授
早稲田大学教授

博士（法学）（早稲田大学） 松原芳博
法学博士（広島大学） 甲斐克則
杉本一敏

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程を退学した菊地一樹氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2017年10月16日、その論文「法益主体の同意と規範的自律」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2018年1月25日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I 本論文の目的と構成・内容

1 本論文の目的

法益主体の同意により法益侵害結果が正当化されることの根拠は、法益主体の「自己決定」に求められているが、この「自己決定」という概念は、それが使用される文脈に応じて、処罰を限定する方向にも処罰を拡張する方向にも作用しうるものである。そこで、処罰範囲の恣意的な伸縮を回避するためには、刑法が保障すべき「自己決定」の内実と水準を理論的に明らかにすることが不可欠となる。このような問題意識から、本論文は、「自己決定」概念に遡って検討を加えつつ、同意の要件を検討するための基本的視座を明確化させるとともに、そのような視座から法益主体の自律性が各犯罪類型の解釈論にどのように反映されるべきかという各論的問題の検討を行っている。これらの検討を通じて、総論的な同意の一般理論と各論的な解釈問題の結合を図り、法益主体の自律的な自己決定の保護を過不足なく実現するための理論枠組みを示すことが本論文の目的である。

2 本論文の構成

本論文の構成を節の単位まで示すと次の通りである。

第1部 同意論の基本的視座

第1章 錯誤に基づく同意の問題

第1節 問題の所在

第2節 法益関係的錯誤説による解決

第3節 法益関係的錯誤概念の拡張

第2章 同意の存在

第1節 同意の対象

第2節 必要な心理状態の程度

第3節 小括

第3章 有効性評価の基本的視座

第1節 同意の不処罰根拠

第2節 刑法における「自己決定」の意義

第3節 意思形成過程の保障とパターンリズム

第4節 「規範的自律」概念の展開

第4章 規範的自律の具体的条件

- 第1節 合理的な判断能力
- 第2節 重要な情報への到達可能性
- 第3節 心理的強制の不存在
- 第4節 議論の整理

第2部 各論的検討

第5章 刑法における性的自律の保護

- 第1節 問題の所在
- 第2節 性犯罪の保護法益
- 第3節 「性的自己決定」概念の分析
- 第4節 具体的問題の考察
- 第5節 小 括

第6章 いわゆる仮定的同意について

- 第1節 問題の所在
- 第2節 仮定的同意をめぐる議論状況
- 第3節 説明義務と患者の自律性
- 第4節 小 括

第7章 占有者の意思と窃盗罪の成否

- 第1節 問題の所在
- 第2節 ドイツにおける条件付き合意論
- 第3節 占有者の意思の要保護性
- 第4節 メダルの不正取得と窃盗罪
- 第5節 小 括

第8章 「真の意思」と住居侵入罪の成否

- 第1節 法益主体の「真の意思」と犯罪論
- 第2節 「真の意思」と住居侵入罪の成否
- 第3節 包括的同意と建造物侵入罪
- 第4節 小 括

結びにかえて

3 本論文の内容

(1) 第1章では、「錯誤に基づく同意」の問題において有力に主張されている法益関係的錯誤説の批判的検討を通じて、従来の議論における混乱の要因の一端が、同意の「存在」の問題と「有効性」の問題の混同にあることが明らかにされている。

法益関係的錯誤説に対しては、猛獣事例や角膜事例等の「緊急状況の錯誤」が問題となる事例において、同意が有効となり処罰範囲が不当に狭められてしまうとの批判が向けられている。これに対して、法益関係的錯誤説を支持する論者からは、法益の「相対的価値」や「処分の自由」に関係する錯誤を「法益関係的錯誤」概念に取り込むことで、妥当な結論を導くことが試みられている。しかし、菊地氏によれば、このような概念の拡張は、静的な法益観に立脚し、「法益（客体）を喪失すること」に関係する錯誤だけを問題にしよう

とした法益関係の錯誤説の当初の問題意識とはかけ離れたものであるとされる。そこで、菊地氏は、法益の「相対的価値」や「処分の自由」が同意の有効性判断において一定の意味を持つことを認めつつも、これらを「法益関係の錯誤」概念に取り込むことは不要な混乱を招くものであるとし、むしろ、別立ての理論枠組みの中で正面から捉えるべきであることを主張する。具体的には、「法益（客体）を喪失すること」の認識・認容の有無を、同意の「存在」の問題として位置づけたうえで、そのような心理状態を形成するに至ったプロセスが自律的であると評価できるか否かを、同意の「有効性」の問題として明確に区別して位置づけるべきであるとされる。

(2) 第2章では、以上の区別を前提に、まず「同意が存在する」ということの具体的な意味内容について検討している。菊地氏によれば、ここでの問題は、①同意の対象は何かという問題と、②その対象に向けられた同意者の心理状態として、いかなるものが要求されるかという問題とに区別される。

①の問題については、同意の対象が法益侵害の「結果」であることを前提に、この「結果」を抽象的に捉え、およそ「死」や「傷害」という抽象的なレベルで結果発生に同意していれば足りるのか、あるいは、より具体的に「誰による」「いつ」「どこで」「いかなる方法で」等を含めた具体的な侵害結果への同意が必要なのかという点が検討の課題として設定される。そして、菊地氏は、多様な自己決定を保障すべきとの観点から、主体・日時・場所・方法等の条件設定を一定の範囲で認め、これを同意の対象である「結果」概念に取り込むべきであることを主張する。ただし、同意者のあらゆる条件設定についてその細部まで効力を認め、同意の存在が認められる範囲を過剰に狭めてしまうことは適切でなく、法益主体が設定した具体的な条件も、刑法で保護すべき自己決定の内容として評価可能な範囲でのみ「法益侵害結果」の内容に取り込むことが許され、その範囲を問題となる犯罪・場面類型ごとに画定することは重要な各論的課題であると指摘される。

②の問題について、菊地氏は、日常的な自己決定の多くが、自己の保有する財をやむなく犠牲に供することで、より価値のある他の利益を獲得するために行われていることから、同意の「存在」を肯定するための心理状態として、結果の発生に対する積極的意欲や願望を要求するのは過剰であり、「消極的認容」があれば十分であるとする。そして、法益の処分が、他者からの不当な強制や圧力により強いられたものであるかという点は、同意の「存在」とは区別された「有効性」の問題として別途検討すべきであるとする。

(3) 第3章では、同意の「有効性」評価における基本的視座の獲得を目的として、刑法上の「自己決定」概念について検討している。菊地氏によれば、刑法学における「自己決定」の問題の検討に際しては、その自己愛的側面だけを取り上げ、本人の主観的欲求に基づく意思決定が実現したかどうかのみを問題とするのでは不十分であり、むしろ、人と人との相互作用という他者関係のないし社会関係的な考慮が不可欠であるとされる。そして、社会との関わりのなかで「自己決定」を把握する必要があるという観点から、菊地氏は、本人の決定の帰結だけではなく、決定に至るまでの自己決定の「過程」を刑法上も考慮すべきであり、一定の範囲でパターンリズムを正当化する余地があることを指摘する。ただし、現実の生活における意思決定に際して、認識あるいは状況面での理想的な条件が揃うことが例外的であることから、ここで保障されるべきなのは、意思形成のための「最

善の条件」ではなく、「最低限の条件」であることが示される。また、意思形成の過程を過剰に保護することは、かえって本人の自律性を阻害することになりかねないことから、パターンリズムに基づく刑法規範の投入の限界は慎重に見定められなければならないことが指摘される。

以上のことから、菊地氏は、外部からの影響を一切遮断するような「理想的な自律」の保障が刑法の現実的な課題とはなり得ないとして、現実的で客観性を備えた「規範的自律」を、同意の有効性を評価するための統一的な視座として設定すべきであると主張している。

(4) 第4章では、意思形成過程の自律性を阻害しうる事情として、①合理的な判断能力の減弱・欠如、②重要な情報の入手の阻害、③心理的強制の存在についてそれぞれ検討を加えている。

まず、同意が自律的に形成されたものであると評価されるためには、承諾者に合理的な判断能力が備わっている必要がある(①)。問題となるのは、この合理的な判断能力をどの程度まで要求すべきかという点であるが、菊地氏は、これを過剰に要求する場合、「判断無能力者」に分類された者による他者との「取引の自由」が著しく制約されてしまうとして、その判断は慎重になされるべきであるとする。

菊地氏によれば、重要な情報の入手の阻害(②)も、意思形成過程の自律性を阻害しうるが、「情報」にどこまでの刑法上の保障を認めるべきかは慎重な考察が必要であるとされる。まず、刑法上、保障が必要な情報の「範囲」について、菊地氏は、本人の意思決定に必要なあらゆる情報について保障を認めることはできないとし、客観的にも重要と評価される情報に保障の範囲を限定すべきであるとする。そして、情報の客観的な重要性の判断に際しては、「当該情報を誤信することが、問題となる法益の処分を一般人に動機づけうるものであるか否か」という点に加えて、社会システムの維持との関係で当該情報が有する意義、さらには、当該情報が違法な目的の実現に資するものであるか否かという点が重要な視点になりうると指摘される。

また、菊地氏によれば、情報の不足それ自体は、自律性の評価にとり重要ではなく、むしろ、そのような情報の不足が他者の不当な干渉により惹起されたと評価できるか否かが本質的となる。したがって、積極的な欺罔や、保障人による情報提供義務の懈怠により情報入手が不当に妨害されたと評価できる場合に初めて、自律性の有意な阻害が認められるとされる。

さらに、他者による「心理的強制」が存在する場合(③)にも、自律的な決定が阻害されたものと評価されうる。菊地氏は、この点と関連して、「脅迫」と「提案」とを明確に区別すべきであることを主張する。より優越する利益を救うために、法益を犠牲にすることが他者から「提案」される場合にも、法益放棄に対する「心理的な圧迫」は生じ得るが、菊地氏によれば、このような「心理的な圧迫」それ自体は自律性の評価を左右しない。むしろ、重要なのは、これが他者の不当な影響力の行使により生じているか否かであるとされる。したがって、問題となるジレンマ状況が人為的に作出された場合、すなわち他者から「脅迫」がなされた場合にのみ自律性の阻害が認められることになる。

(5) 第5章では、以上で得られた基本的視座を前提に、刑法における性的自律の保護のあり方を検討している。

菊地氏はまず、性犯罪の保護法益を性的人格権や性的尊厳として構成する「新たな法益構想」について、これらの概念は過度に抽象的であり、具体的な立法・解釈論的帰結を導くことは困難であるとしつつも、性犯罪の侵害の内実を適切に把握すべきであるとの問題意識は正当であるとして、「性的自己決定」概念の内実を具体化する必要があると指摘する。そこで、菊地氏は、この問題に正面から取り組んだ Tatjana Hörnle の論文に詳細な検討を加え、「性的自己決定」が侵害されたと評価される具体的条件を検討するための視座を析出することを試みている。菊地氏によれば、性犯罪においても、被害者の同意がそもそも「存在」しない場合と、事実上同意が存在するものの、意思形成過程に不当な干渉があることを理由に同意が「無効」となる場合とを区別すべきであり、後者はパートナーリズムの適切な限界づけという観点から慎重な法的評価が必要になるとされる。以上の理論的な分析を前提に、菊地氏は、①児童に対する性犯罪、②錯誤・欺罔からの保護、③心理的強制からの保護という具体的問題につき解釈論上の検討を加えている。

(6) 第6章では、ドイツで活発に議論がされている仮定的同意論を素材に、刑法における患者の自律性の保護のあり方について検討している。

菊地氏によれば、医師の刑事責任を合理的な範囲に制限すべきであるという仮定的同意論の問題意識は正当であるが、仮定的同意の法理には、適用範囲を制限するような論理が内在しておらず、同意の取得そのものが怠られた場合や、医事刑法の枠外にもその適用範囲が拡大してしまう点に問題があるとされる。そこで、菊地氏は、仮定的同意論に代わる解決を模索する必要があるとして、刑法独自の基準により医師の説明義務の範囲を限定するというアプローチを提案する。そして、「適切な説明をしていたとしても同意したであろう」という場合、当該説明事項は患者本人にとって「主観的重要性」を欠くことから、説明が怠られたとしても同意の有効性に影響を与えることはないとされる。これに対して、同意の取得そのものが怠られた場合には、同意の有効性を検討する以前に、同意が存在しないため、同意による正当化の余地は排除され、この場合に、もしかすると得られていたであろう「架空の同意」を根拠に広く行為の可罰性を制限することは許されないとされる。

以上のように、菊地氏によれば、「仮定的同意」というテーマで扱われる事例群は、現実的同意の存在と有効性の問題に還元され、患者の自律性が実現したといえる条件の分析的な検討を通じて適切な解決を図ることが可能であるとされる。

(7) 第7章では、ドイツにおける「条件付き合意論」を手がかりに、占有者の意思と窃盗罪の成否との関係について検討している。

自動販売機やパチスロ機等の「自動機械」が設置される場合、財物の占有移転について包括的な合意が事前に設定されると考えられる。「条件付き合意論」は、その際に、機械の設置者が一定の範囲で条件設定を行うことを認めるものであるが、問題となるのは、窃盗罪の成否の判断に影響を与える条件設定の基準をいかに画するかという点である。

この点に関し、菊地氏は、ドイツの判例・学説の展開過程を整理したうえで、ドイツの通説では、条件設定が自動機械の設備に対して技術的に客観化されているか否かという基準が支持されていることを明らかにしている。もっとも、このような基準によると、考慮可能な条件設定の範囲が極めて限定されることから、窃盗罪に代わる特別の規定を持たない我が国では採用が困難であるとされる。そこで、菊地氏は、設定された条件の実効性が、

技術的・物理的手段により確保されている場合のみでなく、「心理的障壁」という手段により確保されていると評価可能な場合にも、条件設定に効力を認めることが可能であるとして、「心理的障壁」を基礎づける要素について検討を試みている。

(8) 第8章では、住居侵入罪を素材に、理想的な意思形成状況下であれば法益主体が形成していたであろう「真の意思」と犯罪の成否の関係について検討している。

菊地氏はまず、居住者が錯誤に基づき個別の立入りに対して現実に同意を与えたという「対面型」の事例を念頭に検討を加える。この事例につき、有力説は、法益関係的錯誤説を支持する立場から、居住者が特定人の立入りを正確に認識している以上、それ以外の点に関する錯誤は同意の有効性と無関係であるとし、「真の意思」の不考慮を導いている。しかし、菊地氏によれば、居住者の許諾権の行使として保護される範囲を「特定人」の立入りの許諾と理解することの実質的根拠が示されていない点で、同説には問題がある。

そこで、菊地氏は、同じく本罪の成否の判断に際して「真の意思」を考慮すべきでないとするドイツの通説に目を向け、その分析を試みている。菊地氏の整理によれば、ドイツの学説は、①合意の事実的性質、②法益関係的錯誤の不存在、③訴訟法的・刑事政策的な考慮、④障壁の克服の必要性を、「真の意思」の考慮を否定する根拠として挙げており、中でも、「障壁の克服」に着目して本罪の成立範囲を限定するアプローチは注目に値するものであるとされる。菊地氏は、単なる裸の意思ないし願望の侵害に尽きない、本罪に独自の侵害性を示すためには、本罪の保護法益である住居権を、空間領域に対する支配という意味での支配権として理解し、「侵入」を認めるためには、空間領域への自由な立入りを制限する「心理的障壁」の克服を要求すべきであると主張する。そして、この「心理的障壁」の性質を決定づけるのは、「真の意思」ではなく、その都度形成される居住者の「実際の意思」であり、居住者が個別の立入りに同意を与えた場合には、「心理的障壁」が取り払われていることから、本罪の成立が否定されると結論づける。

さらに、菊地氏は、事実上開放されている建造物への立入りに対して、管理者が条件を設定する場合についても、「心理的障壁」という実効的支配に裏打ちされた条件設定にのみ、包括的同意の範囲を制限する効力を認めるべきであるとし、この障壁性を判断する観点を明らかにすることを試みている。菊地氏によれば、①条件内容の外部的表示、②立入りの外観、③実効的な措置の発動可能性が、「心理的障壁」を基礎づけるファクターとなるが、この概念の過度な抽象化・観念化を避けるため、少なくとも③実効的な措置の発動可能性の存在は、必須の要件であるとされる。

II 本論文の評価

法益主体の同意は刑法学における古くて新しい問題であるが、本論文は、「自己決定」という概念に処罰の限定と拡張の両側面があることを前提に、刑法が保護すべき自己決定の内実と水準の理論的解明という問題意識から、法益主体の同意の「存在」と「有効性」を明確に区別したうえで、前者において同意の対象および同意といえる心理状態を問題とし、後者において同意に至る意思形成過程の自律性を問題とするという意欲的な構想を示

したものである。本論文の問題意識は明確であり、その主張内容には新規性が認められる。また、本論文における日独の学説の分析・検討は適切な学問的な手法に則った緻密なものであり、注記も含めて学術的な正確性を保持していると認められる。以下では、本論文に特徴的な点を指摘する。

本論文の特徴は、第 1 に、法益主体の同意の「存在」と「有効性」を明確に区別した点にある。従来の学説の多くは、同意の「存在」と「有効性」を区別せず、その区別に言及する学説も両者の役割分担は意識してこなかった。これに対して、本論文は、同意の「存在」は法益を放棄する心理状態（具体的に把握された法益の認識・認容）を意味するものであり、同意の「有効性」はこの心理状態を形成する過程の規範的自律性を意味するものと理解することで、同意の事実的な性格を保持しつつ一定の規範的考慮を可能とすることに成功している。たとえば、従来は一元的に論じられてきた錯誤に基づく同意の問題についても、錯誤により結果に対する認識・認容を欠く場合（法益関係的錯誤は基本的にこれに属する）には同意は直ちに不存在となるが、錯誤により結果の認識・認容に至る過程に瑕疵が生ずる場合には、その錯誤の原因を含めて規範的に評価し、法益主体の自律性が害されたといえる限りで同意は無効とされることになる。このような同意の存在と有効性の区別は、本論文のライトモチーフとして以下で述べる各特徴の前提をなすものであるが、それ自体としても、法益主体の同意に関する実体に即した構造分析として高い学問的価値を有するものといえる。

本論文の特徴は、第 2 に、法益主体の同意の問題を人間の相互作用において動的に捉えた点に見出される。従来の学説は、法益主体の同意を個人の心理的事実として孤立的かつ静的に捉えてきた。これに対して、本論文は、自律性の間主観的な性格に注目し、同意の「有効性」については法益主体と行為者の相互関係の脈絡において判断すべきことを主張する。具体的には、錯誤や心理的圧迫は他人の不当な干渉によって引き起こされた場合にはじめて法益主体の自律的な自己決定を損なうとするのである。現実社会における人間の自由が常に環境の制約を受けていること、自己決定は社会的背景・脈絡においてはじめて成立しうることと鑑みると、本論文の提示した同意の社会关系的、相互的、動的な把握は、同意を個人的・静的に把握してきた従来の学説に対して重要な問題を提起するものといえる。

本論文の特徴は、第 3 に、同意による犯罪阻却に関して具体的かつ実践的な要件・基準を提示したことに見出される。本論文は、同意の「存在」の要件として、具体的に把握された結果に対する認識および消極的認容をあげ、同意の「有効性」の要件として、合理的な判断能力、重要な情報への到達可能性、心理的強制の不存在をあげたうえで、それらをさらに具体化している。特に同意を無効とする脅迫の内容・程度については、これまで十分な議論が見られなかったところ、本論文では「脅迫」と「提案」の区別を含めてこの点に関する新しい議論が展開されている。また、錯誤に基づく同意については、従来の重大な錯誤説（条件関係的錯誤説）も法益関係的錯誤説も極端な帰結に至ることが問題視されていたところ、本書の提示する帰結は「規範的自律性」を媒介として両説の中間の帰結を導くことに成功している。本論文で提示された要件・基準については、いずれも豊富な具体例によってその具体的妥当性が丁寧に検証されており、幅広い支持を得ることが期待さ

れている。

本論文の特徴は、第 4 に、同意をめぐる総論的な議論と各論的な議論を架橋したところに見出される。本論文は、以上のような同意の「存在」と「有効性」の区別を基軸とする総論的な構想を性犯罪、窃盗罪、住居侵入罪等において具体化し、有益な解釈論的帰結（性犯罪における同意の存在を否定する錯誤と同意の有効性を否定する錯誤の具体化、窃盗罪・住居侵入罪における心理的障壁の内容の具体化等）を導いている。この各論上の解釈論的帰結も、判例・裁判例を含めた豊富な事例でその具体的妥当性が検証されている。本論文の各論的検討では、また、仮定的同意や自動機械に対する窃盗といった現代的諸問題が積極的に取り上げられている。これらの現代的諸問題については議論の視座が定まっていなかったところ、本論文は、仮定的同意の問題を同意の有効性に関わる情報の主観的重要性の問題に還元し、自動機械に対する窃盗の問題を包括的同意に与えた条件の効力の問題に位置づけるなど、議論に理論的な視座を与えているところにもその意義を見出すことができる。

以上のように、本論文は、自己決定ないし自律に関する洞察を背景とした刑法総論と各論に跨る法益主体の同意に関する総合的研究であって、刑法学に新たな知見を付け加えた注目すべき研究であるが、いくつかの課題もないわけではない。

第 1 に、自律と自己決定の社会的基盤については、本論文は従来の刑法学説と比べると高い問題意識を有しているものの、さらに哲学的、社会学的な知見を参照する余地があるように思われる。

第 2 に、本論文における同意の「存在」と「有効性」の区別は基本的には成功していると思われるものの、同意の「存在」を基礎づける侵害結果の「認容」と同意の「有効性」に関わる「脅迫」との間に交錯が生じないのかなど、両者の区別につきさらに詰めるべきところがありうるように思われる。

第 3 に、「規範的自律」という概念における「規範的」ということの意味・内容をより精確に提示することが望まれるように思われる。前述のように「規範的自律」概念を媒介として妥当な解釈論的帰結を導出している点は本論文の長所といえるが、「規範的」という語がマジックワードになってしまうと恣意的な解釈に途を開く危険もありうる。

第 4 に、本論文は、同意に関して事実的意思能力と合理的な判断能力を区別する構想を提示しているが、合理的判断能力の内容を年齢や精神障害・知的障害との関係を含めて、さらに具体的に検討することによって実践的価値を高めうるものと思われる。

第 5 に、本論文は同意の有効な存在に焦点を当てるため、同意殺人や同意傷害のような「強いパターナリズム」が問題となる場面を射程外としているが、これらも同意をめぐる重要な問題領域であり、個人の自律の基盤と関わるものであるから、これらを今後の研究対象に取り込むことを期待したい。

しかし、これらの課題は、本研究のさらなる発展可能性を示すものであって、本論文全体の価値をいささかも損なうものではない。

III 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、全員一致をもって、本論文の執筆者である菊地一樹氏が、博士（法学）（早稲田大学）の学位を取得するに値することを認める。

2018年1月25日

主査 早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学）松原芳博（刑法）

早稲田大学教授 法学博士 （広島大学）甲斐克則（刑法）

早稲田大学教授 杉本一敏（刑法）

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
25頁・脚注56	吉田敏雄「被害者の自己答責的自己危殆化、承諾及び推定的承諾（2）」北海学園大学法学研究52巻3号299頁	吉田敏雄「被害者の自己答責的自己危殆化、承諾及び推定的承諾（2）」北海学園大学法学研究52巻3号(2016年)299頁
33頁・5行、33頁・8行	連邦裁判所	連邦 <u>通常</u> 裁判所
65頁・脚注25	拙稿「〔外国文献紹介〕 タチャーナ・ヘルンレ『性的自己決定：意義、条件、そして刑事政策的要請』（2017年）197頁以下	拙稿「〔外国文献紹介〕 タチャーナ・ヘルンレ『性的自己決定：意義、条件、そして刑事政策的要請』」(2017年)197頁以下
87頁・脚注101、161頁・16行	浅田和重	浅田和 <u>茂</u>
124頁・18行	連宅要請	連絡要請
140頁・脚注303	Eberhand	Eberhard
143頁・脚注312	Hausfriedensbruch	Hausfriedensbruch <u>s</u>
144頁・18行	konkrete <u>n</u>	konkrete
168頁・12行	森川恭剛「性犯罪における強制と不同意」刑法雑誌55巻 <u>き</u> 2号(2016年)	森川恭剛「性犯罪における強制と不同意」刑法雑誌55巻2号(2016年)

以 上